

世界哲学の日記念講演会  
「真理について ——問答の観点から——」

日時：2019年11月16日（土）14:00-17:00

場所：大阪大学 豊中キャンパス 文法経済学部本館 2階 大会議室

講演者：入江幸男 大阪大学名誉教授

題目：「真理について——問答の観点から」

【講演者による予告】

「真理」の定義を巡る論争を紹介し、それを踏まえて、「真理」を命題について語られることではなく、問答関係について語られることとみなす新しい真理論を提案し、そこから何が帰結するかを説明したいと思います。

内容目次

1、インフレ主義とデフレ主義

1.1 インフレ主義

1.2 デフレ主義

2、デフレ主義の記述主義的誤謬

2.1 デフレ主義の記述主義的誤謬

2.2 誤謬の排除は可能か

「真理」概念を用いなくて、真理値を持つ命題と持たない命題を区別

3、真理の問答帰結説の提案

3.1 問答帰結説の説明

3.2 原子命題に関する対応説の難点の解決

3.3 問答帰結説による複合命題の説明

4、真理の問答帰結説から帰結すること

1 真理のインフレ主義とデフレ主義

「真理とは何か」という問いへの答えは、現在大きく次の二つの立場に分かれている。インフレ主義とデフレ主義である。両者が共有しているのは、「…は真である」という真理述語は、文ないし命題について述定されるということである。文ならば「 $p$ 」は真である」、命題ならば、「 $p$ ということは、真である」あるいは「 $\langle p \rangle$ は真である」と表現される。

真理のインフレ主義：真理（真理述語が表現するもの）は命題が持つ実質的性質だと考える立場

真理のデフレ主義：真理は、文や命題が持つ性質ではない、あるいは実質的性質ではないと考える立場

（「実質的性質」とは何かについては、後述する。）

## 1.1 真理のインフレ主義：真理は命題が持つ実質的性質だと考える立場

真理の対応説：pは真である $\equiv$ pは事実に対応する

真理の整合説：pは真である $\equiv$ pは他の真なる命題と整合的である

真理の合意説：pが真である $\equiv$ すべての人がpを主張する

真理のプラグマティズム：pが真である $\equiv$ pを認めることが、有用である。

真理の多元論：真理は、異なる対象領域に応じて、異なる実質的性質である。

### (a) 真理の対応説とその問題点

対応説の問題点：「対応」の概念が曖昧、事実の同定の問題（「所与の神話」の問題）、「否定的事実」の問題、論理的に真なる命題は何に対応するのかという問題、スリングショット・アーギュメント、など。

### (b) 真理の整合説とその問題点：

整合説の問題点1：ある整合的な文の集合があるとき、そこに含まれない文pとその否定 $\neg p$ がどちらも最初の集合と無矛盾である可能であるような文pが存在する可能性がある。その場合整合説によれば、pも $\neg p$ も真であることになるが、両方を真とすることはできない。したがって、互いに両立しない、真なる文の集合が、複数存在することになる。そうすると、複数の整合的な体系の中からの選択の必要が生じる。

### (c) プラグマティズムとその問題点

理論間の選択は、有用性を基準に行われることが多いだろう。真理なる言明とは、有用な言明であると考えるのが、真理のプラグマティズムである。真理のプラグマティズムは、個々の言明の真理性にも理論体系の真理性にも適用できるだろう。

理論間の選択には、他にも単純性、美しさ、などの規範が用いられることがある。パトナムは、事実と価値の二元論への批判の根拠の一つとして、科学もこのような規範性をもつことを指摘する。真なる言明が普遍妥当性を必要とするならば、これらの規範についても普遍妥当性が必要になる。それを提供しうるのは社会的合意である。真理の合意説は、真なる言明とは、社会的に合意された言明であると主張するが、したがって、真理の合意説が理論の選択が、有用性や美しさなどの規範にもとづいて行われるとき、規範についての合意説を想定すると、そこから真理の合意説が帰結する。

### (d) 合意説とその問題点

真理の合意説は、パースとハーバーマスによって主張された真理論である。パースによれば、真なる理論とは、私たちが最終的に合意するであろう理論である。この場合、合意は将来実現するものとして想定されている。ハーバーマスによれば、真理とは、討議によって合意されるものである。討議が行われるとき、一定の合意は常にすでに超越論的に成立していると想定されている。

もし収束しないとすると、真理は、相対的な合意にとどまり、複数の真理があることになるだろう。理論の複数性は、規範性を持ち込んでも合意を持ち込んでも、最終的には解決しない。

### (e) 真理の多元論とその問題点

真理の多元論は、C.ライト、リンチによって主張される真理論である。対象領域が事となれば、そこでの命題の真理性の意味が異なると考える。これに対する一つの批判は、真理の多元論が、限定された領域に想定する対応説や整合説が、上記の理由で成り立たない、という批判である。もう一つの批判は、ホーリッジによる批判である。彼は、命題と事実の対応関係を認めるが、しかし、その対応関係は、真理概念から切り離し可能であると考ええる。

## 1.2 真理のデフレ主義：真理は命題がもつ実質的性質ではないと考える立場

### 1.2.1 デフレ主義の問題提起

ラムジーが主張したとされる「真理の余剰説」は、真理述語「は真である」は不要であると考ええる。また、それゆえに真理は文や命題の性質ではないと考える。これに対して、クワインとホーリッジは、真理述語の特殊な必要性を主張する。したがって、真理述語を余剰だとは考えない。ただし真理述語は、がもつ性質は、「意味論的機能」や「論理的性質」であって、文や命題がもつ「実質的性質」を表現するためのものではない。それゆえに、「真理のデフレ説」と呼ばれる。

ベルナップらの、交代用説は、「THAT is true」という句の必要性を主張するが、この句を、主語 *that* に真理述語が述定された文として理解するのではなく、先行する文を照応する照応詞「代文 *prosentence*）」として、分解不可能なものとして理解する。彼らは、この代文は必要であるが、真理述語は不要であると考ええる。つまり、真理の余剰説である。

# 余剰説は、次の1を主張し、それから2が帰結するといえるだろう。

1. 「…は真である」という真理述語は、不要である。(余剰説)
2. 真理述語は、命題がもつ実質的な性質を表現しているのではない。  
真理は、命題の実質的な性質ではない。(デフレ主義)

1と2の結合関係は、説明されることが少ないが、自明なものではない。1から2を導出する論証は、次のようなものになるだろう。＜真理が命題の実質的性質であるとする、それを記述する真理述語が必要である。しかし真理述語は必要ない、ゆえに真理は命題の実質的性質ではない＞。

# 1を批判する諸立場（真理の引用解除説、真理のミニマリズム）もまた、デフレ主義を主張する。これらは、どのようにして2を主張するのだろうか。これらは、＜真理述語は必要な場合があるが、それは命題がもつ実質的な性質を記述するものとして必要とされるのではない＞と主張する。その論証は、一般的に次のようになるだろう。＜真理が命題の

実質的性質であるとする、それを記述する真理述語が必要である。しかし命題の実質的性質を記述する真理述語は必要ない、ゆえに真理は命題の実質的性質ではない。

### 1.2.2 種々のデフレ説

#### ①真理の余剰説(redundancy theory) : (Ramsey)

(参考文献：ラムジー「事実と命題」(1927)『ラムジー哲学論文集』伊藤邦武、橋本康二訳、勁草書房、1996)

これは、<「pは真である」と語ることは「p」と語ることは同じであり、「真である」という真理述語は余剰である>という主張である。(この立場は、「真である」を、除去規則「pは真である ⊢ p」で説明する立場だと言えるだろう。)

「真理述語」を消去できるとする「真理の余剰説」を主張したのは、ラムジーである

真や偽は、通常は、命題に帰される性質であるとされる。ところで、命題には、明示的に語られる場合と記述される場合があり、それに応じて真や偽が命題に帰される場合も、二つある。

命題が明示的に語られる場合には、例えば「シーザーが暗殺されたのは真である」という仕方で命題に真や偽が帰される。ところで、この命題は、「シーザーが暗殺された」ということ以上の意味をもたない。「シーザーが暗殺されたのは偽である」の場合は、「シーザーは暗殺されなかった」ということ以上の意味をもたない(Cf. ラムジー「事実と命題」訳 55) したがって、真理述語は余剰である。

命題が記述される場合には、例えば「彼が言明する命題は常に真である」という仕方で命題に真や偽が帰される。このような場合には、「すべての p に関して、もしも彼が p を言明するならば、p」に書き換え可能である。したがって、真理述語は余剰である。(次に見るように、この後者の説明には、難点があった。)

このように、もし真理述語が余剰であり除去できるのだとすれば、真理は命題の性質ではない、といことになるだろう。(ただし、真理述語が余剰だとはラムジーは述べていないし、そのように考えていたかどうか曖昧である。ラムジーが真理のプラグマティズムを考えていた可能性もあるからである<sup>1</sup>)

#### ②真理の引用解除説(disquotational theory) (Quine)

(参考文献：Quine, Pursuit of Truth, Harvard U.P. 1992, クワイン『真理を追って』伊藤春樹、清塚邦彦訳、産業図書、1999)

クワインによる真理の余剰説への批判を見よう。タルスキーは、真理を次のように定義していた。

---

<sup>1</sup> (Cf. ラムジー「事実と命題」訳 58、(橋本康二「ラムジーと真理の余剰説」『哲学・思想論集』30号、2005年、107-133頁、榎原千尋「真理のデフレ論者としてのラムジー」『哲学論叢』(2006)、33: 55-66)

「 $p$ 」は真である  $\leftrightarrow p$

「雪が白い」が真であるのは、雪が白いとき、そのときに限るクワインは、ここから「真である」は、引用解除の機能を持つと主張した。

「雪は白い」という文に真理を帰属させることは、雪に白さを帰属させることに他ならない。…真理を帰属させるとはすなわち引用符を取り下げることである。真理とは引用解除なのだ。」(120)

真理述語は、このような場合、つまり「与えられている文にそれが帰属された場合」には余計なものであるという。

では、文が明示的に与えられていない場合には、どうだろうか。たとえば、

「あるひとがある場面で言ったことはすべて正しい」

というような場合はどうだろうか。クワインは、ラムジーとはことなり、

「すべての  $p$  に関して、(ある人がある場面で  $p$  と言ったのならば、「 $p$ 」は真である)」を

「すべての  $p$  に関して、(ある人がある場面で  $p$  と言ったのならば、 $p$ )」

へと書き換えることはできないと考える。なぜなら、「そのような文脈を論理的に分析してみると、真という述語 [「は真である」] が引用文にではなく、代名詞ないしは束縛変項に適用されていることがあきらかになる」(120)からである。この書き換えができないのだから、クワインは、このような場合には真理述語が必要だと考えた。

この場合の真理述語の機能も、引用解除機能である。真理述語は、文が世界や事実に対して持つ実質的な性質を述べるものではない。

「真」という形容詞を謎だとみなすひとは、むしろその形容詞が付与される文のほうを謎だとみなすべきである。「真」は無色透明なのだ。」(122)

クワインは、真理の引用解除機能の必要性を認めるが、それは文に実質的な性質を付与する者ではないと考え、デフレ説をとる。

### ③真理のミニマリズム (minimalist theory) (Horwich)

(参考文献：ホーリッジ『真理』入江幸男、原田淳平訳、勁草書房、2016)

ホーリッジのミニマリズムの主張は、真理述語「真である」の意味は、同値図式「 $p \equiv \langle p \rangle$  は真である」によって尽くされている、ということである。ここでの  $\langle p \rangle$  は、命題 (文  $p$  の意味) を表している。

「 $p \equiv \langle p \rangle$  は真である」

を一般化すると次のようになるように見えるかもしれない。

$\forall p (p \equiv \langle p \rangle \text{ is true})$

しかし、この場合の右端の  $\langle p \rangle$  は名詞であり、文ではない。それゆえに、左端の  $p$  は右端の  $\langle p \rangle$  のなかの  $p$  を束縛しない。この束縛を可能にするためには、「代入量化」の説明が必要である。したがって、全称文の形で真理の定義を与えることができず、ホーリッジは、 $p$  に様々な文を代入した事例の全てを公理とみなすことになる。

クワインは、明示的に与えられた文の場合には、真理述語なしで済ますことができると考えていたが、ホーリッジは、この主張を全称文で定式化できないので、明示的に与えられた文の場合にも、真理述語が必要であると考えることになるだろう (入江の予想)。

ホーリッジも、クワインと同じく、余剰説は取らないが、デフレ説をとる。

#### ④真理の文代用説(prosentential theory) (Grover, Camp, and Belnap)

参考文献: Grover, Camp, and Belnap, 'A Prosentential Theory of Truth', *Philosophical Studies: An International Journal for Philosophy in the Analytic Tradition*, Vol. 27, No. 2 (1975), pp. 73-125, Brandom, *Making It Explicit*, Chap 5. Harvard U.P. 1994.

クワインでも、ホーリッジでも、次のような代入量化が問題であった。

「どれを p としても、(もしプラトンが p と語ったならば、「p」は真である)」

最初と第二の p は、文を対象領域とする変項である。しかし、第 3 の「p」は主語であり、文ではなく対象、第一の p は第三の「p」を束縛できない。したがって、このままではこの文は有意味ではない。この代入量化文は、実際に文を代入しなければ、有意味な文にならない。たとえば「p」に「アイデアが存在する」を代入すると、次のようになる。

「もしプラトンがアイデアが存在すると語ったのならば、「アイデアは存在する」は真である」

「真理の文代用説」は、先行する文を照応する照応詞(文代用)を考えることによって、この代入量化を説明しようとする。

「どれを p としても、(もしプラトンが p と語ったならば、それは真である)」

ここでの「それは真である (that is true)」は、「それ」で先行する文を指示しており、「は真である」でその文について性質「真」を述定している、とは考えない。「それは真である」という表現全体が、先行する文を先行詞とする照応表現、文代用(prosentence)だと考える。この文代用説では、「は真である」という真理述語は必要ないが、「それは真である」という文代用は必要であり、その構成要素として「真」という語は必要である。ただし、ここには、真理述語は存在しないので、真理述語の余剰説を主張できる。

#### ⑤真理の問答代用機能(入江)

真理述語が必要になる、もう一つの場合がある。それは、ある種の疑問文「「S は P です」は真ですか?」の必要性である。

ある命題「S は P である」が成り立つかどうかを問うことは、その命題の主語が指示対象を持つときには、「S は P ですか?」と問うことによって可能であるが、主語が指示対象をもつかどうかわからないときには、「S は P ですか?」と問うことはできない。なぜなら、この問いは、「S」の指示対象が存在することを前提するからである。それを前提しないときには、「「S は P です」は真ですか?」と問うことが必要になる。例えば、

「フランス王は禿げていますか？」

と問うことは、フランス王がいることを前提する。それを前提できない場合には、

「フランス王は禿げている」は真ですか？」

と問うことが必要になる。

この問いは、この命題が真か偽であることを前提している。もしこの命題の主語が空名であるとき、この命題を偽と考えるのならば、問題ない。もしこの命題の主語が空名であるとき、無意味であると考えれば、この命題は真ではないが、偽でもない。その場合、この問いは、この命題が真であるか、真でないか（偽である、あるいは無意味である）を前提していると解釈できる。

より一般化していうと、真理値を持つかどうかわからない文について、真理値を問うためには、真理述語が必要である。ある紙片に何と書いてあるのか分からない段階で、「そこに書いてあることは真理ですか？」と問うことは、（たとえそこに書いてある言葉が、真理値を持たない命令文であるとしても）可能である。真理述語は、真理述語がなければ不可能なある種の問いを、可能にする。

## # この場合の真理述語を消去する方法

Sが存在するかどうか解らないときには、「SはPである」は真ですか？」と問うのではなくて、次のような代替案がある。

代替案1: 「Sは存在しますか？」と問うて、もし「はい」ならば、次に「SはPですか？」と問えばよい。

代替案1は、真理述語「真である」を使用しない。しかし、その代わりに二つの問答を行う。つまり、「SはPです」は真ですか？」における真理述語は、二つの問答の代用である。真理述語は、問答代用機能を持つ。

## 2 真理のデフレ主義における記述主義的誤謬

### 2.1 真理のデフレ主義の記述主義的誤謬

デフレ主義は、命題が真理値を持つ場合だけを想定しているようにみえる。引用解除説の「「p」は真である iff p」が成り立つのは、「p」が真理値をもつ場合である。ミニマリズムの同値図式「 $p \equiv \langle p \rangle$ は真である」が言えるのは、「p」が真理値を持つ場合である。

もし「p」が命令文であれば、この同値図式は成り立たない。このときでも、

「p」は真である  $\rightarrow$  p

は成り立つ。なぜなら「「p」は真である」が偽となり、条件文全体が真となるからである。しかし、

$p \rightarrow$  「p」は真である

は成り立たない、なぜなら  $\rightarrow$  は、前件と後件の命題が真理値を持つ場合についてだけ定義されているので、前件が真理値を持たないとき、条件文全体も真理値を持たないからである。したがって、「p」が真理値を持たないとき、同値図式は成り立たない。そこで、同値図式を、次のように修正する必要がある。

「もし「p」が真理値を持つならば、（「p」は真である iff p）」

この前件部分を無視すること、言い換えると、文が真であることを説明する時に、文がなんらかの真理値を持つことを想定することを、真理論における「記述主義的誤謬」と呼びたい。真理のデフレ主義を採用するためには、命題が真であることの説明の前に、命題が真理値をもつことの説明、言い換えると、まず真理値を持つ命題と持たない命題の区別を説明する必要がある。もし、「真理」概念を前提しないでこの区別ができなければ、デフレ主義は循環論証になってしまうだろう。

## 2.2 真理値を持つ命題と持たない命題を「真理」概念を用いなくてどうやって区別できるか？

(結論を先に述べれば、これは可能であろう。しかし、そのとき、真理は実質的な性質となるだろう。)

検討案1：「 $p$ は真である」は、「 $p$ は事実である」と同値であるか

ラムジーは、「 $p$ 」と「 $p$ は真である」が同値であるのと同様に、「 $p$ 」と「 $p$ は事実である」は同値であるという(訳56)。もしそうならば、真理値を持つ命題であるかどうかを区別するには、「 $p$ は事実である」あるいは「 $p$ は事実でない」と言えるかどうかによって区別すればよい。

しかし、このとき「 $p$ は事実である」(ないし「 $p$ は事実ではない」)と言えるかどうかの区別を「真理」概念を用いずにできないとしたら、「真理」概念の言い換えにはなっても、真理概念の説明にはならない。

### #真偽の二極性

事実には、真偽の二極性はない。

「事実には明らかに真偽の二極性がありません。ただ、事実があるのみです。事実はすべて真であるとするのは、言うまでもなく間違っています。なぜなら、・・・偽であり得るものだけが「これは真である」と言われうるからです。事実は真でも偽でもありえません。」(ラッセル『論理的原子論の哲学』高村夏樹訳、ちくま学芸文庫、2007年、19)

真偽の二極性があるのは、直接法の文である。

「論理学上の目的にとっては、真偽の二極性の典型的な担い手を命題に絞るのが自然です。命題とは直接法の文のこと、問いを発したり命令したり願望を表現するのではなく、何かを主張する文のことだと言えます。」(ラッセル『論理的原子論の哲学』訳20)

検討案2：文は、直接法の文(あるいは平叙文)とそれ以外(命令文、疑問文、など)に分けられる。前者が真理値を持つ文であり、後者が真理値を持たない文である。

これに対する反例は、次のようなものである。

- ・「私は、明日の研究会に出席します」という約束発話は、真理値をもたない。
- ・「私はあなたに感謝します」という表現型発話は、真理値を持たない。

- ・「君は首だ」という宣言発話は、真理値を持たない。

検討案3：「私はpを信じる」といえる文と言えない文の区別が、真理値を持つ文と持たない文の区別に対応する。

これに対する反例は次のようなものである。

「私は、私があす研究会に出席すると信じています」

(日本語ならば、このように言えるように思えるが) これは、単に強い意志の表明であるにすぎず、「私が明日研究会に出席する」が真理であると信じているのではない。

#### 検討案4：問答は、2種に区別できる。

問答関係を取りあえず次の二種類に区別できる。問いに対して答える時に、一定の答えをするように束縛されている場合と、自由に答えられる場合である。

- ①束縛された問答 「あなたは、今日のお昼に何を食べましたか？」
- ②自由な問答 「あなたは、これからお昼に何を食べますか？」

##### ①束縛された問答関係

「うどんは小麦粉でできていますか」「はい、小麦粉でできています」

この答えは、自由な答えではない。たとえば「いいえ、小麦粉でできていません」と答えることはできない。(なぜだろうか。その理由として、その答えは偽であり、偽なる答えをすることはできない、という二点があるといえるならば、これは答えが真理値をもつことを前提している。)

このような問答については、「なぜ、うどんは小麦粉でできていると主張するのですか」と問われたなら、「なぜなら、うどんを小麦粉からつくるのを見たことがあるからです」とか「なぜなら、袋に原料小麦粉と書いてあるからです」などと答えることができる。これらの答えもまた束縛されている。つまり、「あなたはうどんを小麦粉からつくるのを見たことがあるのですか？」とか「袋に原料小麦粉と書いてありますか？」と問われたならば、その答えもまた束縛されている。この答えについてさらに「なぜ」と問うことができるが、それもまた束縛されているだろう。

このような「なぜ」の問いへの答えは、主張の根拠を述べており、それは主張を正当化する推論の前提となっている。つまり、束縛された問答関係においては、問いに答えるときに、推論が行われているとすると、その前提もまた別の束縛された問答の答えである。

ところで、束縛された問答関係は、推論によって導出されるとは限らない。例えば知覚報告は、通常の推論の結論ではない。「これは何色ですか？」の答え「これは赤です」は、推論によってではなく、知覚から直接に生じるように見える。

##### ②自由な問答関係

「うどんにしますか」「はい、うどんにします」

この答えは、自由な答えである。たとえば「いいえ、うどんにしません」「いいえ、蕎麦にします」とかと答えることもできる

このような問答については、「なぜうどんにするのですか？」という問いに対してもまた自由に答えることができる。たとえば、「うどんがおいしそうだから」「きのうは蕎麦だったから」「なんとなく」などである。「昨日は蕎麦だった」は真偽を持つが、これを理由にすることは自由だからである。これらの答えについてさらに「なぜ」と問うことができるが、それへの答えはまた自由な答えである。

・また自由な問答関係の答えが推論によって導出されないとは限らない。推論の前提の一つが自由な問答の答えであるとき、それから導出される結論と問いとの関係もまた自由な問答関係である。

「仕事どお？」「うん、意外と家事って工夫の余地があって楽しい」（『逃げるは恥だが役に立つ』第1巻、p.20）

（「仕事はどうですか？」「たのしいです」

「なぜ楽しいのですか？」「意外と家事って工夫の余地があるから」

「なぜ工夫の余地があると楽しいのですか？」「やりがいを感じるからです」

・しかし全く束縛のない問答はありえない。

すべての問答において、問いの前提を受け入れることは問答関係が成立するための必要条件である。それゆえに、問いに答えることは、つねに束縛されている。全ての問答関係は、問いの前提に束縛されている。たとえば、命令や約束は、実現可能であることが求められている。答えは実現可能性によって束縛されている。その意味では、全く自由な問答は存在しない。また、答えは誠実性を求められている。

・すべての命令や約束や宣言は、より上位の目的をもつので、それを実現するために適切なものでなければならない。その限りで束縛されている。ただしその適切性を満たす限り、後は自由にまかせられている場合もある。例えば、食堂に入って「お昼に何を食べますか？」と問われたら、そのメニューの中から選ばなければならない。昼食をとるのは、午後の仕事のためであるとする、午後の仕事に間に合うメニューを注文しなければならない。この場合、答えは、より上位の問いの前提にも束縛されている。

・自由な選択は、選択の不可避性と不可分離の関係にある。

選択が可能であると意識したとき、選択肢の中から選択しないことも選択になってしまうので、選択を回避することはできない。自由な選択は、選択への束縛と表裏の関係にある。自由に答えられる問いを問いかけられたとき、どのように答えるか、あるいは答えないかを自由に選択できるが、何らかの選択をすることは不可避である、つまり束縛されている。その問いに自由に答えることを引受けたときには、問いの前提を引受けなければならない、それに束縛される。「映画に行きませんか？」とさそわれて、それに答えようとするときには、映画に行くかどうかどちらかを選択することを引受けており、またその問いの諸前提、たとえばその映画が上映されていること、その映画のチケットが購入可能であること、聞き手はその映画が面白いだろうと思っていること、などを受容している。

もちろん、自由な問答関係では、大抵の場合、その問いの前提の正しさを問うことができる。しかし、そのとき、問いの前提を問わなければ、問いの前提を受け入れたことになるだろう。

束縛された問答関係の場合にも、その問いの前提の正しさを、常に問うことができるとは限らないかもしれない。裁判では、裁判官や検事の質問に対して、被告は質問の前提を問うことができるのだろうか？

#### #結論：検討案4によって真理値を持つ命題と真理値を持たない命題を区別できる。

束縛された問答の答えは、真理値を持つだろう。文ないし命題が真理値を持つのは、問いに対する束縛された答えとしてである。問い  $Q$  に対して、答え  $A$  が真である（束縛されている）とは、 $A$  には根拠が必要だということである。 $Q$  に対する答え  $A$  が偽であるとは、問  $Q$  に  $A$  と答えられない根拠があることである。 $Q$  に対して、 $A$  と答えるべきであるならば、 $\sim A$  と答えるべきではない。 $Q$  に対する答え  $A$  が真理値をもつとは、 $Q$  に対して自由に答えることができないということである。

$Q$  に対する答え  $A$  が真理値を持たないとは、 $Q$  に対しては、どのように答えるかは返答者の自由であるということである。その時に「 $A$ 」と答えたときには、「なぜ  $A$  なのか？」という問いに対して自由に答えることができるし、また拒否することもできる。たとえば、「この時計を捨てますか？」と問われて、「捨てます」と自由に答えたときに、「なぜ捨てるのですか？」という問いにも自由に答えることができる。「古くなったので」「もう使わないので」「もっといいものを見つけたので」など自由に答えることができる。これらの自由な答えに真偽はない。「この時計は古くなった」という命題が真偽を持つとしても、それが理由になることについては真偽はなく、たとえ「古くなった」が真であるとしても、捨てることが帰結するとはかぎらないからである。

ここから次の3点が言える。

- ・束縛された問答関係の答えは真理値をもち、自由な問答関係の答えは真理値を持たない。
- ・真理は文や命題に帰属するのではなく、問答関係に帰属する。
- ・真なる問答関係の性質には、実質的なものがある。

補足説明：真なる問答関係の性質には、実質的なものがある。

「 $S$ は何ですか」、「 $S$ は $P$ です」。この問答関係は束縛されているとしよう。この答えは、この問いに対して束縛されており真理値をもつ。つまり、真理とは、問答関係の性質である。このように考えるとき、真理条件とは、文の性質ではなく、問いと答えの関係が真となるための条件となる。デイヴィッドソンは、文を理解するとは、その真理条件を理解することだと考えた。これにならっていうならば、文を理解するとは、ある問いに対する束縛された答えとなるための条件を理解することである。この問答の束縛関係は、問答と世界との実質的な性質でない場合もあるが、次に見るように、実質的な性質である場合もある。それゆえに、私たちはデフレ主義を維持できない。インフレ的な真理概念が必要であり、しかも真理述語は、命題ではなく問答関係に帰属する。

### 3 真理の問答帰結説

#### 3.1 問答帰結説の説明

真理の対応説は、命題内容と事実を比較して、それらの一致ないし対応を検証できることを想定する。しかし、命題内容と事実を比較するには、事実を命題から独立に同定できる必要がある。これが対応説の難点の一つである。私たちは、言語を用いないで事実を同定することができるだろうか。

#### #環境世界の対象の同定と知覚報告：対応なき知覚報告

言語を持たない動物も事実を同定していると思われる。動物は、生物学的な条件に規定された環境世界に住んでおり、そのなかで出会う対象を同定しているといえる。なぜなら、もし対象の同定ができなければ、自分の巣に戻ることはできないし、特定の相手とつがいを持つこともできないし、匂いの同定によるテリトリーの同定が不可能になり、そのほかにも多くの行動が不可能になるだろうからである。言語によらない対象同定は、条件反射として可能になるのかもしれない。いずれにせよこれは、非概念的な内容をもつだろう。

ところで、この非概念的な内容は、概念的な言語表現とどうして一致や不一致などの関係をもちうるのだろうか。この一致や不一致は、概念的な言語表現は、そもそも非言語的な概念内容に言及するために作られたという事情によって説明できるだろう。例えば、動物もまたある色を知覚的に弁別できるだろう、そしてその色に「赤い」という語を対応させることができるならば、外界の中の赤いものを指さして「赤い」ということが可能になる。弁別可能で同定可能なある色もつ対象を指さして、「赤い」や「これは赤い」という発話が反復され、その発話行為が共同体で共有されたとき、「赤い？」という問いに「赤い」と答えることは束縛されることになる。この発話は、真となる。

ちなみに、「赤い？」という問いに、知覚を参照して「赤くない」と答える時、この返答もまた束縛されており、真である。このような知覚報告は、知覚についての報告ではなく、知覚に基づく報告である。したがって、「これは赤い」も「これは赤くない」も、つまり肯定命題も否定命題も、それが真であるとき、それに対応する知覚があるのではなく、それが基づく知覚があるに過ぎない。

知覚に依拠した報告であるにすぎない。つまり知覚についての報告ではなく知覚に基づく報告である。

#### #対応説から問答帰結説へ

命題が真であるとき、それに対応する事実があると考えする必要はない。命題は、事実についての報告ではなく、事実に基づく報告であると考えるとき、真なる命題は事実に対応するのではない。

知覚的現象を事実と呼ぶとき、「SはPである」という知覚報告（知覚についての報告ではなく、知覚に基づく報告）は、この事実に基づいて成立する。しかし、この事実だけに基づいて、「SはPである」が帰結するのではない。知覚報告は、問いに対する答えと

して生じる。例えば「これは赤いですか？」という問いと知覚的現象から、「これは赤いです」が帰結するのである。他の問い（例えば「これはリンゴですか？」、「それは青いですか？」）と結合するならば、同じ知覚的現象から、他の判断（「はい、それはリンゴです」、「いいえ、それは青くありません」）が帰結する。

真なる命題と事実の間に成立するのは、一対一対応ではなく、多対多の関係である。まず、ある一つの事実と一致する命題は多数ある。なぜなら、同一の事実が、異なる問いと結合すれば、そこから異なる命題が答えとなるからである。次に逆に、ある一つの命題「これは、赤い」に対応する事実も複数ある。なぜなら、「これ」が指示する一つの対象について、「赤い」が述語づけられる場合は、その対象は様々な赤さをもつ可能性があるからである。つまり、ある命題に関して、それが一致する事実も多数ある。命題と事実の間には、多対多の緩い対応関係がある。それゆえに、そのような緩い対応関係で命題の真理性を定義することはできない。むしろ逆に、命題の真理性が多対多の緩い対応関係を構成するのである。命題の真理性は、問いに対して知覚現象に基づいて帰結するという関係である。

命題が真であるとき、その命題は、環境世界の事実と一定の関係を持っているが、それは対応関係ではなく、問いを介した問答帰結関係である。ある一つの事実に対して、ある命題が真となるとき、次のような関係が成立している。例えば「S」が指示する対象について、命題「SはPである」が真であるとは、その対象が、「P」が表現する性質をもつということである。その対象が「P」が表現する性質を持つとは、「SはPですか」という問いに対して、「S」の指示対象の知覚にもとづいて、「はい、SはPです」と答えられるということである。これを「真理の問答帰結説」と呼ぶことにしよう。

対応説の間違ひは次の点にある。「SはPである」という真なる命題が得られたときに、「SはPである」に対応した事実があり、その事実がその命題を真にする点である。その事実が真にする命題は先に見たように複数ある。その中で「SはPである」を真とするのは、「SはPですか？」という問いに答えるために、その事実を参照したからである。その事実だけにもとづいて、「SはPである」という命題が成立するのではない。この命題は、問いに対する答えとして成立するのであり、問いにおいて、答えは既に半分与えられている。問いは答えの半製品であり、答えの内容が事実に基づくとしても、事実が答えの内容をすべて与えるのではない。その意味でも、真なる命題の内容が、事実に対応しているということはない。

**「p」が真である iff 「p」が問い（決定疑問「p？」や補足疑問）の答えとして、事実に基づいて帰結する。**

### 3.2 原子命題に関する対応説の難点の解決

『論理的原子論の哲学』において、ラッセルは、原子命題の真理性については、事実との対応関係で説明し、分子命題の真理性については、事実との対応によってではなく、それを構成する原子命題の真理性から論理的に構成した。

たとえば、次のように説明出来る。

$p \wedge q$  が真であるのは、 $p$  が真でありかつ  $q$  が真である場合その場合に限る。

$p \vee q$  が真であるのは、 $p$  が真であるか  $q$  が真である場合その場合に限る。

$p \rightarrow q$  が真であるのは、 $p$  が偽であるか、 $q$  が真である場合その場合に限る。

ところが、ラッセルは否定命題については、原子命題にもとづいて説明しようとしなかった。

$\neg p$  が真であるときには、 $p$  が偽であり、それに対応する「偽なる事実」が存在するという考えにはラッセルは反対である。事実には、真も偽もないからである。

$\neg p$  が真であるときには、 $\neg p$  に対応する「否定的な事実」が存在するとラッセルは考えた。しかし、否定的な事実というものは、大変奇妙である。たとえば、ここに赤いリンゴがある時、「これは青くない」「これは黄色でない」「これは黒でない」「これはピンクでない」「これはナシでない」、などの否定文が真となるが、これらに対応する無数の否定的事実があると考えることになるからである。

常識的な答えは、次だろう。「これは青くない」が真であるのは、「これは赤い」が真であることから、「これは赤い、赤いものは青くない、ゆえにこれは青くない」という推論によって、「これは青くない」という命題が真とされるのである。「これは青くない」という否定文が真の時、存在する事実は、他の原子命題「これは赤い」に対応する事実である。一般的に言うと、 $\neg p$  が真の時、これと両立しない他の原子命題  $q$  が真であることから、 $\neg p$  を推論するのである。

しかし、ラッセルはこのような常識的な答えを取らなかった。その理由は、「これは青い」と「これは青くない」は、どちらが知られる場合にせよ、知覚現象から同じように直接に知られると考えるからだと思われる。そこで、「これは青い」に対応する事実が存在するように、「これは青くない」に対応する「否定的事実」が存在すると考えたのである。

ラッセルのこの直観は正しいと思われる。彼が間違えたのは、原子命題が真の時、対応する事実があると考えたことである。問答帰結説によれば、「これは青いですか？」という問いが与えられたとき、知覚現象に基づいて、「これは青い」や「これは青くない」という答えが帰結することになる。この原子命題は、知覚現象に基づいているが、それに内容的に対応するのではない。なぜなら、答えの命題内容は、問いにおいてすでに半分与えられており、知覚現象だけから得られるのではないからである。

### 3.3 問答帰結説による複合命題の説明

次の例を考察しよう。「彼女は、何を食べていますか?」「彼女は、彼女が持参したサンドウィッチを食べています。」この答えは、問いと知覚現象だけから得られるものではない。彼女が持参したものであることを見ていたならば、その記憶にもとづいて、「彼女は持参したサンドウィッチを食べています」と答えることになる。このように、問いと記憶命題と知覚現象にもとづいて帰結する答えは、原子命題ではなく、正確に表現すれば次のような複合命題である。「彼女はサンドウィッチを食べている、かつ、そのサンドウィッチは、彼女が持参したサンドウィッチである」

次の例を考えよう。「彼の奥さんはどこにいますか?」と問われて「彼女は、暖炉の横にいます」と答える場合、問いと知覚現象だけから答えを得られる。しかし、この問いの辞書的な意味を理解するだけでは不十分であり、彼の奥さんを同定できる必要がある。

以前に彼の奥さんを紹介された経験があれば、問いの辞書的な理解と、その記憶と、知覚現象から、答えを導出できる。「彼女は、暖炉の横に居ます」は、厳密に言えば、つぎのような複合命題である。「彼の奥さんは、あの人だ。あの人は暖炉の横にいる。」複合命題は、問いの辞書的な意味の理解と、平叙文の前提と、知覚現象から帰結する答えである。

#### 4. 真理の問答帰結説から帰結すること

- 分析的真理／総合的真理の区別の再定義

問いの理解だけから答えが得られる場合とそうでない場合を、分析的問答関係、総合的問答関係として説明する事。

- 存在の再定義

存在するのは個物ではなく、命題関数である、というラッセルの主張を修正して、存在するのは問答関係である、と説明する事

- 権利・義務の問答の観点からの再定義

すべての権利を所有権に還元したロックを修正して、すべての権利を問答の権利・義務に還元する。

#権利や義務は、当事者の表象とは独立に成立している。

Aを行う権利がある、とは、Aを自由におこなえることである。それは「何故Aするのですか」という問いに答える必要がないこと、また「Aしてもよいですか？」と問う必要がないということである。

相手にAを行わせる権利があるとは、「なぜAしなければならないのですか？」という相手の問いに答える義務がないということである。相手に「Aしてもらえますか？」と問う必要がない（儀礼上は別にして）、ということである。

Aを行う義務があるとは、「なぜAをしなければならないのですか？」という問いへの答えを得られなくても、またその答えに不満があってもAを行わなければならないということである。Aを行う義務は、その義務を負う者がその義務の根拠を知らなくても、成立している。権利や義務は、権利や義務に関する当事者の認識とは独立に成立している。

---

発表後の質疑の中で／質疑の後で、考えたこと

1、嘉目道人さんから、次の二つをどうやって区別するのか、という質問を受けた。

①束縛された問答 「あなたは、今日のお昼に何を食べましたか？」

②自由な問答 「あなたは、これからお昼に何を食べますか？」

私の説明は、次のようなものだった。

①の答えについての「なぜ」の問いに対する答えは、それ自体が束縛された問答になり、これを反復して言っても、束縛された問答が反復されることになる。

②の答えについての「なぜ」の問いに対する答えは、それ自体が自由な問答になり、これについてさらに「なぜ」と問う時も、自由な問答になる。

しかし、このような説明では、①と②の区別の説明に、①と②の区別を用いており、循環論証にしかかかっていないので、違いの説明として不十分である。

②の自由な問答では、答えに選択の余地があるが、①には選択の余地がない、という違いである。では、「ある問いが与えられたときに、選択の余地があるかないかを、どうやって区別しているのだろうか？」

2、仮に、真値を持つ命題と持たない命題の区別を「真理」概念を用いずに説明できないとすると、そのときにはデフレ主義の説明が循環することになる。

3、真理値を持つ命題と持たない命題の区別は、実質的な区別ではないのか？

たとえば、対応説ならば、＜真値を持つ命題とは、事実と対応や非対応の関係を持つ命題であり、真理値を持たない命題は、そのような関係を持たない命題である＞と説明できるだろう。

整合説ならば、＜真理値を持つ命題とは、他の命題と整合的な関係や不整合な関係をもつ命題であり、真理値を持たない命題とは、そのような関係を持たない命題である＞

4、真理値を持つ命題と持たない命題の区別は、他の命題と推論関係をもちうる命題と持たない命題というように区別できるのではないか。

「これをあちらに移してください」という依頼からは、これをまず持ちあげて下さい、という依頼を導出できる。「これをそちらに移さないでください」という命令であり、真理値を持たない命題とは推論関係にある